

# 高等専修学校とは？

高等専修学校(専修学校高等課程)は、中学校を卒業したみなさんが、少しでも早く自分の夢や目標に近づくために、専門知識を学べる学校です。

## 1

### 学校教育法上の位置づけは？

高校と並び、中学卒業後の進路の一つとして認められた学校です。

「専修学校」とは、昭和51年1月に創設された学校種であり、学校教育法第124条に定められています。「専修学校」は、「**職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること**」を目的としており、授業時数・教員資格や施設・設備などの一定の基準を満たしている場合に、所轄庁である都道府県の認可を受けて設置されます。専修学校には、中学校卒業程度の方を対象とした「**高等課程(高**

**等専修学校)**」、高等学校卒業程度の方を対象とした「**専門課程(専門学校)**」、これら以外の教育を行う「一般課程」の3つの課程があります。高等専修学校は、**高等学校と並ぶ正規の後期中等教育機関**として、高等学校の枠に収まらない多様な教育を行っており、現在約400校で約3万4000人が学んでいます(令和3年度学校基本調査より)。

### 専修学校の3つの課程の比較

課程名	入学資格	学校の名称例
高等課程	中学校卒業	〇〇高等専修学校 〇〇専修学校(専門学校) 高等課程
専門課程	高等学校卒業	〇〇専門学校 〇〇専修学校 専門課程
一般課程	学歴・年齢等問わず	〇〇専修学校

### 学校教育法からみる専修学校

#### 第124条 【専修学校の目的と定義】

第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。

- 1 修業年限が一年以上であること。
- 2 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 3 教育を受ける者が常時40人以上であること。

#### 第125条 【専修学校の課程】

第1項 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

第2項 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

第3項 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

第4項 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

#### 第126条 【専修学校の名称】

第1項 高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。

第2項 専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。

## 2

### 大学等への進学が可能な高等専修学校もあります

高等専修学校を卒業することで、  
大学等の高等教育機関に進学することも可能です。  
具体的には、「大学入学資格付与」や「技能連携」の制度を活用します。

#### 大学入学資格付与

一定の要件を満たした高等専修学校を卒業することで、高等学校を卒業しなくても、高等学校の卒業生と同等以上の学力があると認められ、大学への入学資格を得ることができます(学校教育法第90条、学校教育法施行規則第150条)。卒業することで大学入学資格を得られる高等専修学校を「**大学入学資格付与指定校**」と呼びます。具体的には、以下が指定校の条件となります。

1. 修業年限が3年以上であること
2. 卒業に必要な総授業時数が2590時間以上  
(普通科目の総授業時数が420時間以上が望ましい)  
であること

これらの条件を満たした文部科学大臣に指定された高等専修学校を卒業することで、高等学校の卒業生と同様に**大学や短期大学に進学することができます。**

#### 技能連携

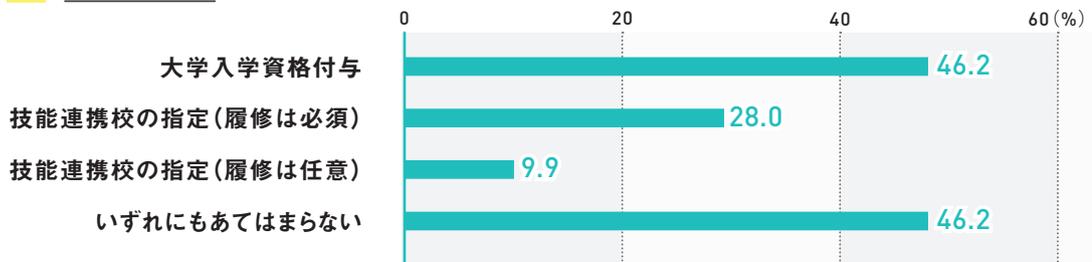
**技能連携制度**とは、高等学校の通信制または定時制の課程に在籍する生徒が、各都道府県教育委員会の指定する技能教育施設で教育を受けている場合、その教育施設における学習を在籍高等学校における教科の一部の履修とみなす制度を指します(学校教育法第55条)。

技能教育施設として指定を受けることができるのは、修業年限1年以上で年間指導時間数が680時間以上、教員の一定規模以上が高等学校教諭の免許状を有することなどの基準を満たす教育施設です。**技能教育施設の指定を受けた高等専修学校と高等学校の両方に在籍し、カリキュラムを同時に学び、双方の課程を修了した場合は、高等専修学校の卒業資格とともに連携先の高等学校の卒業資格を得ることができます。**

### 大学入学資格付与、技能連携校の指定状況

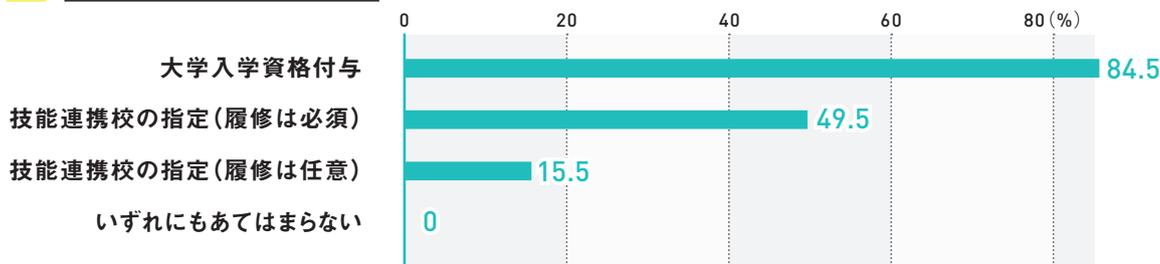
#### 1 すべての学校

(N=182)



#### 2 修業年限が3年以上の学校

(N=97)



平成29年度 文部科学省「職業実践専門課程」の実態等に関する調査研究  
※アンケートに回答していない高等専修学校の中で、「いずれにもあてはまらない」に該当する学校がある可能性があります。



3年制の高等専修学校のほとんどは、卒業後に大学へ進学することができます